

～ 制度調査部情報～

2005年11月10日 全9頁

ストック・オプション 費用計上へ

制度調査部
吉井 一洋

新基準案・適用指針案の概略

【要約】

2005年10月19日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、ストック・オプションに関する会計基準の公開草案、適用指針の公開草案を公表した。

公開草案では、ストック・オプションについて、費用計上を義務付けると共に、費用の配分期間、公正価値の算定方法、注記などについても定めている。

ASBJは11月21日までコメントを集めて検討の上、最終の会計基準・適用指針を決定し、会社法施行日（2006年5月頃）以後に付与されたストック・オプションに対して適用する予定である。

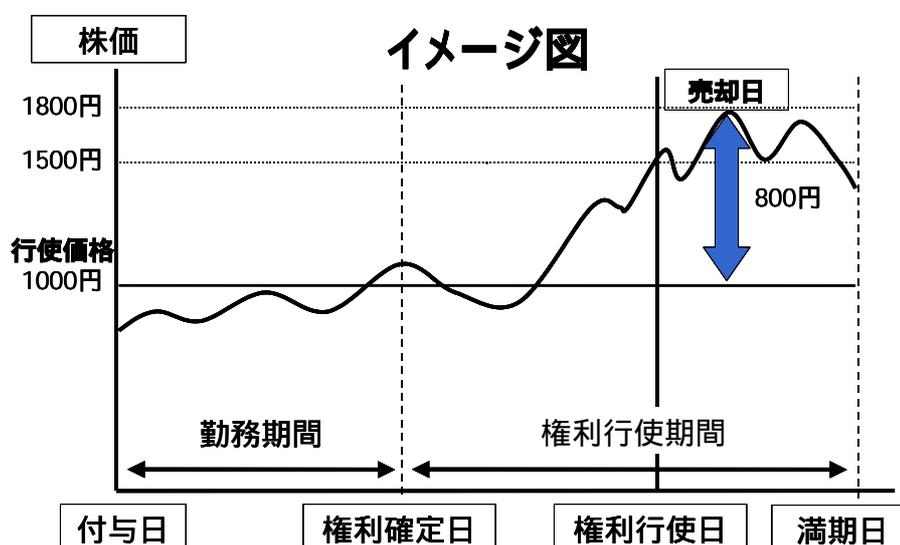
目 次

.ストック・オプションとは	2 ページ
.現在の会計処理	3 ページ
.費用計上は世界的な流れ	3 ページ
.わが国での検討状況	3 ページ
.会計基準（案）・適用指針（案）の内容	4 ページ
1.基本的な考え方	4 ページ
2.付与時の価値とは？	4 ページ
3.公正価値（単価）の算定方法	5 ページ
4.会計処理例	5 ページ
5.開示	8 ページ
6.適用開始時期と影響	9 ページ

・ストック・オプションとは

そもそも、ストック・オプションとは何かについて、概要を整理すると下記のとおりになる。
 スtock・オプションは、現行商法上は報酬には当たらないと解されているが、実際は報酬として活用されており、役職員等のやる気を引き出すために付与されるものと解されている。
 将来、時価よりも有利な価格で株式を取得できる権利を無償で付与するため、新株予約権の有利発行に該当し、付与に当たっては株主総会の特別決議が必要となる。

「新株予約権」を役職員等に無償で付与
 労務の対価（インセンティブ報酬）
 「新株予約権」とは・予め定められた価格で将来株式を取得できる権利
 ・新株発行 OR 金庫株の処分に対応
 株主総会の特別決議が必要
 通常、譲渡に制限



例えば、行使価格 1000 円のストック・オプションのイメージを示すと上の図のようになる。
 株価が 1500 円の時に権利行使すると、1500 円の株式を 1000 円で取得することができる。
 その後 1800 円になった時に売却すると、800 円(= 1800 円 - 1000 円)の利益を得ることができる。
 スtock・オプションには税制適格のものと、税制非適格のものがある。税制適格の場合は、権利行使時の株価と行使価格の差額 500 円は非課税で、取得株式を売却した時の差益 800 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。
 一方、税制非適格の場合は、権利行使時に差額の 500 円が給与等として総合課税(給与の場合は源泉徴収有り)され、権利行使時の株価 1500 円と売却時の株価 1800 円との差額の 300 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。

	税制適格	税制非適格
付与時	非課税	非課税
権利行使時	非課税	課税(給与等) 500円
取得株式の売却時	申告分離課税 800円	申告分離課税 300円

税制適格となるための主な要件

付与対象者	自社（または50%超子会社）の取締役または使用人
付与契約要件	株主総会決議～権利行使期間開始日 少なくとも2年間あける(待機期間) 年間権利行使価額が1,200万円以下 権利行使価額が契約締結時の時価以上 商法上の決議事項に反しない 権利行使期間 株主総会の付与決議より10年以内 譲渡制限あり

税制適格となるための要件の概略は上記のとおりである。

.現在の会計処理(企業側)

現行の会計処理では、ストック・オプションは、権利行使時に増資又は自己株式処分の会計処理を行うのみである。

報酬としての性格

権利行使により、既存株主の持分は希薄化
 しかし、権利行使されるまでオフバランス

付与時：会計処理無し

権利行使時（新株発行の場合）

現金 × × × / 資本金・資本準備金 × × ×

権利行使期間満了時：会計処理無し

.費用計上は世界的な流れ

IASB、新基準を公表（2004年2月）

- ・費用計上を義務付けた初の会計基準
- ・EU諸国は2005年から費用計上開始

米国のFASB、改正基準を公表（2004年12月）

- ・会計不信、経営者の多額の報酬への批判
- ・IASB同様、費用計上義務化へ

IASB（国際会計基準審議会）や米国のFASB（財務会計基準審議会）は、ストック・オプションの費用計上を義務付ける会計基準を公表済みである。

. わが国での検討状況

- ・02年5月 A S B Jで検討開始（専門委員会を設置）
- ・02年12月 「論点の整理」を公表
- ・04年12月 「会計基準(案)」を公表
- ・05年10月 修正「会計基準(案)」、「適用指針(案)」を公表
- ・05年11月21日 コメントの期限
- ・06年第1Q 基準・適用指針の完成
- ・06年5月？ 適用開始

わが国では ASBJ (企業会計基準委員会) が 2002 年 5 月に、ストック・オプション等専門委員会を設置して検討を開始し、今回、会計基準の公開草案と適用指針の公開草案を公表した。会計基準の公開草案は、2004 年 12 月に一度公表しているが、その後、「新株予約権」の貸借対照表上の計上箇所について修正が行われたため、今回、再度会計基準案を公表することとなった。今後は、11 月 21 日までにコメントを集めて検討し、2006 年 1~3 月に最終的な会計基準・適用指針が決定されるものと思われる。

・ 会計基準(案)・適用指針(案)の内容

1. 基本的な考え方

会計基準案・適用指針案では、ストック・オプションについて人件費等の費用計上を義務付けているが、その基本的な考え方は下記のとおりである。

付与対象者による「サービス(労務・役務)の提供」と「ストック・オプション」を等価で交換

等価交換なので、「サービスの提供」の価値を「ストック・オプション」の付与時の価値で測定

ストック・オプションの付与時の価値を、「サービスの提供」期間に配分して費用計上

企業は、ストック・オプションの付与対象者からストック・オプションの反対給付としてサービス(労務・役務)の提供を受けると同時にこれを消費する。したがって、ストック・オプションの付与時の価値をサービス提供期間にわたって費用計上することになる。

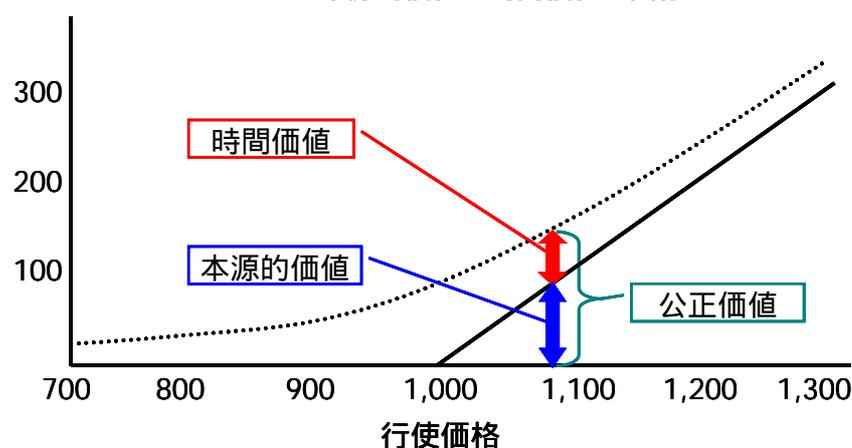
2. 付与時の価値とは?

上場企業は 付与時の「公正価値」= 本源的価値 + 時間価値

未公開企業は

- ・ 付与時の「本源的価値」= 株価 - 権利行使価格も可能(通常は 0) 実質的に費用計上不要
- ・ 各期末(権利行使されたストック・オプションは権利行使日)の本源的価値の合計額を注記

本源的価値と時間価値の関係



付与時の価値とは、付与時のストック・オプションの公正価値(即ち時価)を指す。ただし、未公開企業は付与時の本源的価値によることも認められている。

本源的価値とは株価とストック・オプションの行使価格の差額であり、オプションの保有者がすぐに権利行使した場合に得られる利益を意味する。公正価値は、この本源的価値にストック・オプションを持ち続けることによって得られる期待利益を示す時間価値を加えたものである。

通常、ストック・オプションを付与する際には、付与時の時価を下回らない水準で行使価格を決定する。即ち、付与時の本源的価値は通常 0 である。したがって、未公開企業の場合は、実質的には費用計上されないことになる。その代わりに、権利行使により付与対象者が獲得した利益と各期末時点の株価で権利行使した場合に獲得できる利益の合計額を開示することとしている。

3. 公正価値（単価）の算定方法

算定モデル

(1) 離散時間型モデル（二項モデル等）

(2) 連続時間型モデル（ブラック・ショールズ等）

ストック・オプションの場合、(1)の方が正確

米国基準、IFRS（国際会計基準）は、(1)を重視

会計基準(案)・適用指針(案)はどちらかといえば(2)をベース

公正価値（単価）の算定モデルには上記の(1)、(2)がある。

(1)は将来の株価変動が、一定間隔の時点において一定の確率に基づいて生じると仮定する方法、

(2)は、将来の株価変動が、一定の確率分布に応じて常時連続的に生じると仮定する方法をいう。

ストック・オプションは、権利行使期間中はいつでも権利行使できるアメリカン・タイプが中心である。アメリカン・タイプに適した算定方法は(1)の方法である。(1)の方法であれば、複雑な条件設定にも対応できる。したがって、ストック・オプションの場合は、(1)の方が正確な公正価値を算出できる。米国基準でも国際会計基準でも、(1)の方法を重視している。

しかし、ASBJ が今回公表した会計基準(案)・適用指針(案)は、(2)の方法をベースにしており、算定する公正価値（時価）の精度の面で、海外と同等の水準を維持できない可能性がある。

4. 会計処理例

算定した公正価値を、実際にどのようにして費用計上するかについて、下記の前提に基づいて解説する。

(1) 前提

X 年 6 月の株主総会で付与決議

付与日は X 年 7 月 1 日

権利行使価格 1000 円、与えられる株数 10000 株（付与数 10000 個）

付与時の公正価値（単価） 120 円

勤務期間（サービス提供期間）

X 年 7 月 1 日～X2 年 6 月 30 日（24 ヶ月）

権利行使期間 X2 年 7 月 1 日～X4 年 6 月 30 日

(2) 費用処理

前提に従うと、配分すべき公正価値は、120 円×10000 株 = 120 万円である。

それを、サービス提供期間（勤務期間）にわたって配分し費用計上していく。

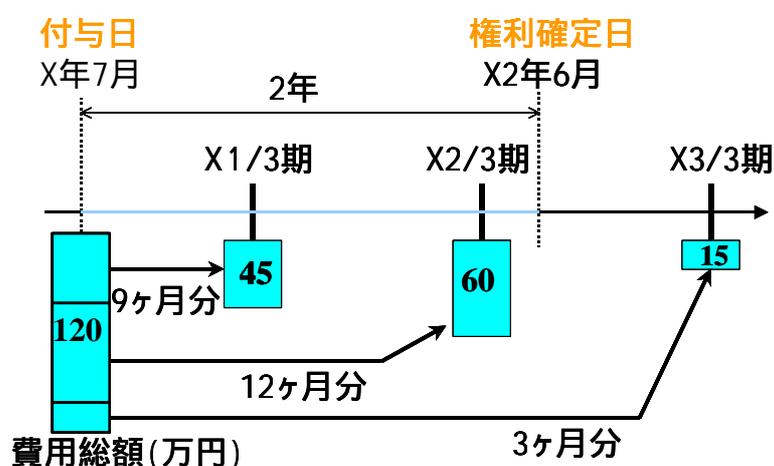
前提の場合、サービス提供期間(勤務期間)は、X 年 7 月 1 日～X2 年 6 月 30 日（24 ヶ月）であり、このうち、X1 年 3 月期には 9 ヶ月、X2 年 3 月期には 12 ヶ月、X3 年 3 月期には 3 ヶ月の期間が含まれている。この期間に応じて 120 万円の費用総額を のイメージ図のように期間配分していく。その結果、各期の費用（株式報酬費用）計上額は のとおりになる。

費用を計上すると共に、「新株予約権」を貸方に計上する。「新株予約権」は、貸借対照表の純資産の部に計上される。

ここでは、付与対象者の中に、サービス提供期間（勤務期間）中に退職する者がいない前提で会計処理例を示している。サービス提供期間（勤務期間）中に退職した場合には権利行使ができず、付与時点で何人が退職者が見込まれる場合は、まず、退職見込者数を除外してストック・オプションの付与時の公正価値を算出する。その後、見積もりの変更や退職実績に応じて費用計上額を調整する（遡及修正はしない）。最終的には、サービス提供期間中の費用総額が、下記の金額と一致するよう調整する。

$$\text{費用総額} = (\text{当初予定した付与総数} - \text{実際の退職者} \times \text{当該退職者の当初予定した付与数}) \times \text{公正価値(単価)}$$

イメージ



仕訳

「株式報酬費用」はP/L、「新株予約権」はB/S純資産の部

X1年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 45 / (貸方) 新株予約権 45

X2年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 60 / (貸方) 新株予約権 60

X3年3月期 (単位:万円)

(借方) 株式報酬費用 15 / (貸方) 新株予約権 15

費用処理後のB/S(連結)

新株予約権は、現行実務では、負債に計上されている。しかし、企業の債務ではないことから、2004年12月の公開草案では、資本でも負債でもない「中間区分」に表示することとしていた。

しかし、これに対しては「わかりにくい」等の批判が寄せられたため、ASBJでは貸借対照表表示検討専門委員会を設けて検討を行い、「新株予約権」を、「中間区分」ではなく、「純資産」の一項目として表示する案を、別途、2005年8月10日に公表した。(注)

(注) D I R 制度調査部情報「改訂版 資本が変わる! ROEが変わる!」(2005.8.19 吉井一洋) 参照

これにしたがって、費用処理による連結貸借対照表の純資産の部への影響を示すと、下の図のようになる。

費用が総額で 120 万円計上されるため、利益剰余金が 120 万円減少するが、新株予約権が 120 万円計上されるため、結局、純資産全体への影響額は 0 となる。

純資産	
株主資本	
資本金	
資本剰余金	
利益剰余金	120
自己株式	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ利益	
土地再評価差額金	
為替換算調整勘定	
新株予約権	120
少数株主持分	
合計	± 0

費用配分期間の考え方

ケース	配分期間
勤務条件を明示	付与日～権利確定日
権利行使開始日明示 + 自己都合退職後権利行使不可	付与日～権利行使開始日前日
会社都合退職後権利行使可能	付与日～退職日
業績条件	付与日～権利確定日として合理的に予想される日 (初めて条件を達成し権利行使可能となった日の前日等)
株価条件	付与日に全額計上
権利確定条件無し	付与日に全額計上
段階的に権利行使可能	原則、期間が異なるごとに 付与日～権利行使開始日前日

ストック・オプションは、権利が確定した後に権利行使が可能となる。権利が確定するための条件には様々なものがある。

例えば、勤務条件は明示されていないが、権利行使ができるようになる日(権利行使開始日)が明示されており、権利行使開始日より前に自己都合で退職した者はストック・オプションの権利行使が出来ないこととしている場合は、付与日から権利行使開始日の前日までの勤務を条件としているものと考えられる。したがって、当該期間にわたって費用を配分することになる。

業績条件については、付与日から権利確定日として合理的に予想される日まで期間配分することになる。例えば権利行使の可否が直前期に業績条件を達成しているかにかかっている場合などは、付与日から初めて業績条件を達成し権利可能となった日の前日までの期間に費用を配分する。

株価条件のみが付されている場合は、権利確定日の見積もりが出来ないため、付与日に全額費用計上する。権利確定条件が無い場合も同様である。

ストック・オプションには、段階的に権利行使可能となるものがある。例えば、権利行使可能期間が3年間あって、最初の1年は3分の1まで、2年目は3分の2までしか権利行使できず、3年目によろやくすべて権利行使できるといった条件の付されたストック・オプションをいう。このよう

なストック・オプションの場合は、原則として、権利行使可能となる期間が異なるごとに別のストック・オプションが付されたものとして費用計上することになる。

(3) 権利行使・失効時の会計処理

例えば、10000株分のうち、半分は権利行使され、半分は権利行使されないまま、権利行使期間が満了した場合、会計処理は次のようになる。

権利行使時 : 新株予約権 5000株分について権利行使（新株発行の場合）（単位：万円）

(借)	現	金	500	(貸)	資本金・資本準備金	560
					新株予約権	60

権利失効時 : 権利行使期限（X4.6.30）が到来し、新株予約権 5000株分が失効（単位：万円）

(借)	新株予約権	60	(貸)	新株予約権戻入益	60
-----	-------	----	-----	----------	----

連結貸借対照表の純資産の部への影響を示すと下記のとおりになる。下記では権利行使時の資本金・資本準備金の増加額 560万円のうち半分を資本金、半分を資本準備金（資本剰余金の一部）に計上したものとして表示している。

権利失効により、ストック・オプションの費用計上の累計 120万円のうち 60万円を戻入益でカバーしたことになる。ストック・オプション付与前と比べると、利益剰余金は差し引き 60万円減少したことになる。

資本金・資本剰余金の増加額合計 560万円と利益剰余金の減少額 60万円を合わせると、トータルで権利行使に伴う払込金額の 500万円だけ純資産が増加したことになる。

権利行使期間到来後の B/S（連結）

純資産	
株主資本	
資本金	280
資本剰余金	280
利益剰余金	60
自己株式	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ利益	
土地再評価差額金	
為替換算調整勘定	
新株予約権	0
少数株主持分	
合計	+ 500

5. 開示

- (1) 財務諸表への影響額
- (2) スtock・オプションの内容、規模及び変動状況
- (3) 公正価値（単価）の見積方法
- (4) 権利確定数の見積もり方法
- (5) 条件変更の内容 など

会計基準案・適用指針案では、費用計上の他に、上記の情報の注記による開示を求めている。

6. 適用開始時期と影響

新会社法施行日（2006年5月？）以後付与されるストック・オプションに適用
新会社法施行日前に付与されたストック・オプションでも、5の(2)は注記

新会計基準・適用指針は、新会社法施行日以後（2006年5月頃か？）に付与されたストック・オプションに対して適用される。

それ以前に付与されたストック・オプション、即ち、現在既に付与されているストック・オプションは費用計上を求められない。ただし、「ストック・オプションの内容、規模及び変動状況」の注記は求められる。

当期純利益への影響（2004年8月試算）

全体 1.7%（東証1部 1.1%、東証2部 2.7%、新興市場 3.3%、その他 2.4%）

仮に、ストック・オプションに対して費用計上を求めた場合、当期純利益に対してどのような影響を与えるかを大和総研が2004年8月時点のデータで試算したところ、上記のような結果を得た。全体的には当期純利益の1.7%減の影響に留まっているが、ストック・オプションを大量に付与していればそれだけ影響は大きくなる。新興市場が相対的に影響度合いが大きいのは、キャッシュが乏しいことや人材が流動的であることなどの理由からストック・オプションを活用している企業が多いことによるものと考えられる。